

のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクト—のれんの償却再導入の是非

IASB テクニカル・フェロー おおつ たかあき
大津 喬章

はじめに

前稿では、筆者が担当しているのれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクト（本プロジェクト）の経緯について触れ、2018年7月の国際会計基準審議会（IASB）ボード会議において本プロジェクトの目的が刷新されたことをご報告した。本稿では、当該目的を達成するために、本プロジェクト・チームが識別している問題及びそれに対する解決案を列挙しつつ、解決案の1つであり関係者の関心が高い、のれんの償却を再導入すべきか否かの議論についてご報告できればと考えている。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

解決すべき問題

本プロジェクト・チームが現在識別している問題は、以下の3つに絞ることができると考えている。

1. のれんの減損損失の認識が遅すぎる又は金額が少なすぎる問題（「too little, too late」

問題）

2. 既存の減損テストが複雑で多くの費用がかかる問題（コスト問題）
3. 既存の開示では、企業結合の事後的な業績に関する投資家の情報ニーズを満たさない問題（開示問題）

1点目に述べた「too little, too late」問題の主な原因は、企業結合によって生じたのれん（取得のれん）を含む資金生成単位（CGU）の未認識ヘッドルーム（「回収可能価額が帳簿価額を超える部分」と定義している。）から生じるシールディング効果であると、本プロジェクト・チームは考えている。ここで述べたシールディング効果とは、のれんの減損損失の認識を妨げる効果のことであり、具体的には、以下のように発生していると考えている。

1. 企業結合日において、取得のれんが取得企業の既存事業を有するCGUに配分される場合、シールディング効果は、その既存事業内にある未認識のヘッドルームから生じる。そのヘッドルームとは、企業結合日時点で既に存在している自己創設のれん、識別可能資産の未認識部分、及び既存事業の純資産の現在価値と帳簿価額との差額から構成される。
2. 取得事業が既存事業と統合されたかどうか

にかかわらず、企業結合後に追加のシールディング効果が生じる可能性がある。この追加のシールディングは、企業結合日以降に発生した、取得事業が新たに創造した自己創設のれん、識別可能資産の未認識部分、純資産の現在価値と帳簿価額との差額から生じることになる。

したがって、取得のれんが配分されたCGUにおいて、シールディング効果を取り払えるだけの価値の毀損が発生しないかぎり、のれんの減損損失を計上できず、たとえ計上できたとしても、シールディング効果の分だけ減損損失の金額が少額になることとなり、現行の減損テストでは必然的に「too little, too late」問題が生じる結果となると本プロジェクト・チームは考えている。

IASB ボード会議 (2019年6月)

1. 審議内容

前述した3つの問題点を改善するために、2019年6月のIASBボード会議において、以下の事項が審議された。

- (1) のれんの償却の再導入（「too little, too late」問題への対応）
- (2) のれんを控除した資本の表示（「too little, too late」問題への対応）
- (3) 強制的な年次の減損テストの免除（コスト問題への対応）
- (4) 使用価値－将来のリストラクチャリング又は資産の拡張によるキャッシュ・フローの許容（コスト問題への対応）
- (5) 使用価値－税引後インプットの使用（コスト問題への対応）
- (6) 企業結合のより良い開示（開示問題への対応）

2. のれんの償却の再導入に関する本プロジェクト・チームの提案

本稿では、前述した6つの審議内容のうち、関係者の間で関心の高いのれんの償却の再導入についてご報告したい。

本プロジェクト・チームは、のれんの償却の再導入に関して、2004年になされたIFRS第3号「企業結合」の公表及びIAS第36号「資産の減損」の改訂（減損テストのみアプローチの導入）（以下「2004年の改訂」という。）の議論を踏まえて、単に、のれんの償却アプローチ（のれん償却及び減損テスト）と現行の減損テストのみアプローチを概念的に比較するのではなく、過去の議論では検討しなかった新たな償却再導入に関する論拠があるか否か、また、再導入による便益がそれに伴うコスト及び混乱を上回るか否かという観点から当該論点を検討した。

本プロジェクト・チームは、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー（PIR）からのフィードバック等を踏まえて、のれんの償却再導入を支持する立場と減損テストのみアプローチ維持を支持する立場からの主張を以下のように整理した。

(1) のれんの償却再導入の支持者の主張

- 現行の減損テストは適時に減損損失を認識できないため（「too little, too late」問題）、確認価値のみ含む情報しか提供できておらず、また、コストがかかり複雑であるというIFRS第3号のPIRからのフィードバックは、2004年の改訂の段階でIASBが想定したのではなく、のれんの事後の会計処理として償却アプローチから減損テストのみアプローチへ変更する決定は、仮に今行われれば、コスト・ベネフィットを満たさない可能性がある。
- IASBが検討してきたヘッドルーム・アプ

ローチ（前稿参照）に関する作業はシールディング効果をより明確に強調し、のれんの事後の会計処理の目的（企業結合の将来の経済的便益の費消に合わせて、取得のれんの帳簿価額を減少する。）を達成するために減損テストを改善することは不可能であることを示した。そのため、減損テストのみに依拠すると、取得のれんの帳簿価額が過大となる可能性があり、減損テストのプレッシャーを軽減し、減損テストのコスト及び複雑性を大幅に軽減する唯一の方法はのれん償却アプローチしかない。

- 償却アプローチは、取得のれんを単独で対象とすることができ（減損テストはCGU単位の評価となる。）、減損テストのみアプローチに比べて、より早くより費用対効果の高い方法で取得のれんの帳簿価額を減少させることができるため、「too little, too late」問題への適切な対応である。
- 財政状態計算書上に取得したのれんが維持されていることは、企業結合が実際には失敗している場合でも成功が続いていると利用者が誤認する可能性がある。

(2) 減損テストのみアプローチの支持者の主張

- 減損テストの目的は、取得のれんの帳簿価額がCGUの他の正味の資産の帳簿価額とともに、CGUののれん（取得のれん及び自己創設のれん）がCGUの他の資産とともに共同で生成するキャッシュ・フローにより裏付けられていることを確認することである。したがって、減損テストが正しく運用された場合には、取得のれんの帳簿価額は、取得したのれんが他の資産と共同で生成に寄与したCGUのキャッシュ・フローから回収可能であり、取得したのれんの帳簿価額は「過大評価」されているのではない。減損損失が「too little, too late」と認識されるという懸

念は、減損テストの目的が取得したのれんを直接テストすることではないため、減損テストを通じて対処することはできない。

- IASBは、2004年の改訂の段階でシールディング問題、及び当該問題が減損損失の認識に与える影響を認識しており、PIRのフィードバック及び本プロジェクトで得られたシールディング効果に関する証拠は予想外のことでない。
- のれんの耐用年数は無限ではなく、原則として、取得したのれんをその耐用年数にわたって償却することは適切であるが、一般的に合理的な方法で費消期間又は費消パターンを見積ることは不可能である。そのため、償却費は完全に恣意的であり、財務諸表利用者に有用な情報を提供せず、結果として、減損テストのみアプローチによって提供される情報は、償却アプローチによって提供される情報よりも利用者にとってより有用である。
- 企業結合が成功したかどうかを利用者に知らせることが減損テストの目的ではなく、取得のれんについて減損損失が認識されなかったとしても、その事実は自動的に企業結合が成功したことを意味するわけではない。そのため、取得のれんの帳簿価額が、必ずしも企業結合後に未だ残る企業結合から生じた当初の便益を描写するわけでもない。企業結合が成功したかどうかを財務諸表利用者が自ら評価できるようにするために、事後の企業結合の業績に関する情報を利用者に提供する開示要求を別に検討している。

本プロジェクト・チームは2004年の改訂の議論を前提に、両者の主張の論拠を比較衡量した結果、償却の再導入を正当化するのに十分な証拠が得られたとは判断せず、減損テストのみアプローチを維持すべきであるという予備的見解をディスカッション・ペーパーに含めることを提案した。

3. IASB 理事の主な意見

本プロジェクト・チームの提案を受けて、IASB 理事からは以下のような意見が聞かれており、IASB 理事の間でも、のれん償却再導入及び減損テストのみアプローチ維持の両論の立場に分かれた。

(1) のれん償却再導入を支持する主な意見

- 2004 年の改訂で、減損テストが厳格で運用可能であることを前提として減損テストのみアプローチに移行したが、PIR によって「too little, too late」問題やコスト問題により、既存の減損テストのみアプローチが機能していないことが判明した。その中心的な原因は、企業結合後に事業統合が進み、CGU 自体が消滅することによって、キャッシュ・フロー、顧客、及びのれんの回収可能性の間にある連携がもはや存在しておらずシールディング効果が生じていることである。PIR から5年経過しているが、我々は依然として減損テストを改善する方法を見出せていない。本プロジェクト・チームスタッフは、償却再導入の根拠となる新たな概念的な議論がないというが、PIR によるフィードバックを通じて、減損テストが機能していないという新たな情報が得られていると考えている。そんな中で、のれんの償却を再導入せず、年次の定量的な減損テストの免除をすることは、PIR への適切な対応ではなく逆行することになり、PIR が機能していないことを露呈することになる。
- また、開示によって、「too little, too late」問題へ対応したとしても、財政状態計算書におけるのれんの過大計上が根本的に解決されたことにはならず、金融危機時に巨額の減損損失が生じることになり、IASB の責任が問われることになる。そのため、減損テストの簡素化の一環として、のれんの償却を再導入

すべきである。償却の再導入は、PIR への簡潔な回答であり、減損テストのみアプローチに比べて適用上のコストを削減するものである。

- アジェンダ・ペーパーは、2004 年の改訂時において、IASB がシールディング効果を認識していたことを指摘しているが、その当時の IASB 理事が、それが重要な問題であるとは考えていなかったように思われる。シールディング効果によって、のれんの減損が「too little, too late」となることが不可避であることは重要な問題であり、償却の再導入を行うべきである。
- 償却の再導入には多くの反対意見があり、恣意的な数値になり得るという意見があることを承知している。ただし、のれんの償却が何も有用な情報を提供しないという意見に対しては反対する。のれんが他のほとんどの資産と同様に、価値が減耗する資産であり、それが多くの人々に認識されていることを踏まえれば、損益計算書において、のれんの償却費を含まないということは、誤った情報を伝えていることになる。また、償却費を含まずに済むということが、経営者の企業結合に関する行動に重要な影響を与えており、モラルの問題も引き起こしている。財政状態計算書ののれんの過大計上のみではなく、財務業績計算書における純損益の過大計上にも影響している。
- 多くの投資家が、償却費を取り除く調整を行ったうえで分析を行っていることについて、それは、そうさせておけばよく、損益計算書において、企業結合から生じる便益に対してコストがかかっていることを想起させることは、資本市場にとって重要である。現在、企業の利益がインフレとなっているのは確実であり償却が望ましい。

(2) 減損テストのみアプローチを支持する主な意見

- 減損の認識の適時性に関して、のれんの残高が大きいことで、減損テストが不適切になっていることが指摘されるが、必ずしものれん残高と減損テストの適切性に関係があるとはいえず、「too little, too late」問題が生じているという証拠には疑問がある。実際、減損テストが機能しているか否かを判断することは難しく、償却を導入することは、基準そのものでなく、その運用を原因として現行のアプローチを放棄することにつながる可能性がある。比較衡量の結果、減損テストのみアプローチ維持を支持するのは、償却の情報内容に疑問があるからである。のれんは価値が減耗する資産であり、いつまでも存在し続けるものでないことは理解するが、ある年限で完全に費消されるともいえず、償却はのれんの経済的実質を反映しない。
- 株式のアナリストの大多数はのれんの償却に反対しており、債券のアナリストは、償却も減損も分析に関係ないとしている。また、小規模企業を分析する信用格付機関は、のれんを控除した有形資産の正味の価値 (tangible net worth) に注目している。
- 償却は、受託責任の観点で重要となる企業が支払った金額に関する情報を取り除いてしまう。また、償却によりCGU内のヘッドルームに余裕ができ、減損が認識されにくくなってしまふ。我々が認識していることは、IAS第36号がうまく適用されていないということであり、基準そのものよりも、基準の適用に原因がある可能性があり、適用のサポートを検討することが考えられる。

4. 審議の結果

IASBは、のれんの事後の会計処理として、現行の減損テストのみアプローチを維持すべき

であり、のれんの償却を再導入しないとの予備的見解に至った。議決数としては、現行の減損テストのみアプローチを維持することに賛成したのは14名のIASB理事のうち8名であり、残りの6名はのれん償却の再導入に賛成した。ただし、減損テストのみアプローチ維持を賛成した8名のうち3名は、議論の中で、両論とも甲乙つけがたく、ディスカッション・ペーパーで新たな証拠又は見解を得てから判断すべきとの意見を述べていたが、採決の段階において、議長から「现阶段のIASBとしての意見を関係者に示すべき」という発言を受けて、3名全員が現時点では減損テストのみアプローチ維持に票を投じる結果となった。

このように議論は非常に拮抗しておりわずかな差しかない。このため、IASBはディスカッション・ペーパーに両アプローチの主張を含め、新たな証拠や見解を関係者に求める予定であり、受け取ったコメントを今後の議論に役立てることを考えている。

今後の予定

IASBは、2019年の年末までにディスカッション・ペーパーを公表する予定であり、このディスカッション・ペーパーを通して得られた新たな事実、見解及び証拠を勘案し、最終的な結論を出すことになる。IASBは幅広いフィードバックを得るために、ディスカッション・ペーパーのコメント期間を通常の120日から180日に延長した。

おわりに

こののれんの償却の再導入をすべきか否かを検討する上で、そもそものプロジェクトの起

点、どのようにしてこのプロジェクトが起こったのかに立ち返る必要があると筆者は考えている。前稿でご報告したように、このプロジェクトは、新基準や重要な改訂の適用後に、それらが期待されたとおりに機能しているかなどの、利害関係者への影響を評価するために実施される PIR（具体的には 2013 年に実施した IFRS 第 3 号「企業結合」の PIR）に端を発したプロジェクトである。当該 PIR から前述の 3 つの問題が聞かれ、その後のアウトリーチ活動からも同様の問題が継続して聞かれる事実を踏まえると、2004 年の減損テストのみアプローチの導入時点では想定していなかった（想定はしていたがそこまで重要性があるとは想定していなかった。）問題により、減損テストが当初に期待されたとおりに機能していないのではないかと筆者は考えている。

また、PIR において認識された問題への対応について、現行の減損テストの問題点を開示により補完し、財務諸表利用者に有用な情報を提供すべきという声もしばしば聞かれる。しかしながら、最初に述べたようにこのプロジェクトには 3 つの問題があり、開示の拡充は開示問題に対応するのみであり、「too little, too late」問題及びコスト問題は別途検討しなければ、PIR で得られたフィードバックに対応することにはならないと考えており、それぞれの問題に対して、関係者が総意として納得する解決策を提示する必要があると筆者は考えている。重複するが、のれんの償却再導入に関する議論は、現在議論を分かち状況となっており、IASB 及び本プロジェクト・チームは、このディスカッション・ペーパーから幅広いフィードバックを得られることを期待している。